

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第1条～第2条第2項（変更なし）	第1条～第2条第2項（省略）
第2条 3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。また、積替保管の場所において手選別を行うことがあり得るものとする。</u>	第2条 3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管については表2の通りとする。ただし、積替保管を行う場合は、乙は甲に対して、事前に通知を行うものとする。積替保管は法令に基づき、かつ、委託契約書で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。<u>この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。</u>
第2条第4項～第5項（変更なし）	第2条第4項～第5項（省略）
6 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。	6 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合である場合は、委託契約書にその旨を記載する。
第3条～第8条（変更なし）	第3条～第8条（省略）
第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。<u>ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。</u>	第9条第1項 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。
第9条第2項～第16条、表1（変更なし）	第9条第2項～第16条、表1（省略）
表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類及び保管上限	表2 積替保管（2行目2列目） 積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類
表3（以下修正） ①<u>処分事業場に早来支店を追加</u> ②<u>廃石綿等の処分事業場から札幌工場を削除</u>	表3（省略）
表4（以下修正） ①<u>事業場記載順 50音順</u> ②<u>ツネイシカムテックス(株)</u> <u>S.P.E.C(株)</u> <u>太平洋セメント(株) 熊谷工場</u>	表4（省略）

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

<u>太平洋セメント(株) 埼玉工場</u> <u>太平洋セメント(株) 大分工場</u> <u>(株)京都環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 栃木工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 横瀬工場</u> 以上 8 事業場を削除 ③<u>(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> <u>住友大阪セメント(株) 赤穂工場</u> <u>三菱マテリアル(株) 九州工場</u> <u>麻生セメント(株) 田川工場</u> 以上 4 事業所を追加 ④<u>所在地を許可証通り表示</u> (2018 年 6 月 1 日)	(2018 年 4 月 27 日)
第 1 条～第 16 条 （変更なし） 表 1 乙の事業の範囲 <u>川崎工場削除</u> （川崎工場の事業範囲は三友プラントサービスに移管されました） 表 2 （変更なし） 表 3 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 川崎工場を削除</u> 表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力（以下修正） ④新井総合施設(株) <u>君津環境整備センター追加</u> ⑬大平興産(株)大塚山第三処分場 施設の処理能力訂正 <u>2,937.275 m³</u> (2018 年 9 月 3 日)	第 1 条～第 16 条 （省略） 表 1 （省略） 表 2 （省略） 表 3 （省略） 表 4 （省略） (2018 年 6 月 1 日)

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし） 表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 ②麻生セメント(株) 荻田工場 削除 ③麻生セメント(株) 田川工場 削除 ④新井総合施設(株) 君津環境整備センター 削除 ⑤宇部興産(株) 宇部セメント工場 削除 ⑥宇部興産(株) 伊佐セメント工場 削除 ⑦宇部興産(株) 荻田セメント工場 削除 ⑧かながわ環境整備センター 削除 ⑪住友大阪セメント(株) 高知工場 削除 ⑫住友大阪セメント(株) 赤穂工場 削除 ⑬大平興産(株)大塚山第三処分場 削除 ⑮(株)デイ・シイ 川崎工場 削除 ⑯(株)トクヤマ 徳山製造所(南陽) 削除 ⑱ひびき灘開発(株) 削除 ⑲三菱マテリアル(株) 九州工場 削除 (以上の削除により番号再採番) (2019年3月18日)	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略） 表4 （省略） (2018年9月3日)
第1条～第3条第1項㊥（変更なし） 第3条第1項 ㊦日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 第3条第1項㊦～第16条、表1（変更なし） 表2 積替保管 積替保管施設の所在地 ②に関して地番から住居表示への変更 ②大阪府大阪市西成区津守3丁目 <u>8番6号</u> 表3、表4（変更なし） (2020年12月3日)	第1条～第3条第1項㊥（省略） 第3条第1項 ㊦日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 第3条第1項㊦～第16条、表1（省略） 表2 積替保管 積替保管施設の所在地 ②大阪府大阪市西成区津守3丁目 117番76号 表3、表4（省略） (2019年3月18日)

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし） 表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>⑥株式会社正田建設 追加</u> <u>⑦株式会社アールアンドイー 追加</u> <u>⑧株式会社C & R 追加</u> （2022年2月17日）	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略） 表4 （省略） （2020年12月3日）
第1条～第16条、表1、表2、表3（変更なし） 表4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>②(株)京都環境保全公社瑞穂環境保全センター</u> <u>所在地変更 同地同番ほか 36筆→45筆</u> （2023年2月28日）	第1条～第16条、表1、表2、表3（省略） 表4 （省略） （2022年2月17日）
第1条～第16条 表1 乙の事業の範囲 <u>収集運搬 川崎市を削除</u> 表2 積替え保管 <u>神奈川県川崎市川崎区扇町5番11を削除</u> 表3、表4（変更なし） （2024年4月1日）	第1条～第16条 表1（省略） 表2（省略） 表3、表4（省略） （2023年2月28日）
第1条～第16条 表1 乙の事業の範囲 <u>処分 早来支店を削除</u> 表2（変更なし） 表3 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力 <u>処分事業場 早来支店を削除</u>	第1条～第16条 表1（省略） 表2（省略） 表3（省略）

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約約款（約款C）
改定新旧対照表

※下線部が改定箇所

表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>①早来工営(株)を削除</u> (2024 年 7 月 17 日)	表 4（省略） (2024 年 4 月 1 日)
第 1 条～第 16 条、表 1、表 2、表 4（変更なし） 表 4 最終処分場の場所、方法及び処理能力 <u>④東広商事(株)（広島県東広島市黒瀬町小多田字新立 10016 番 83）を 2 次処分先とする最終処分の場所</u> 追加 <u>④-1 (株)トクヤマ 他 14 先を追加</u> (2025 年 6 月 10 日)	第 1 条～第 16 条、表 1、表 2、表 4（変更なし） 表 4（省略） (2024 年 7 月 17 日)